○内閣府告示第百五十八号

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

別表中「科学技術政策・イノベーション担当」を「科学技術・イノベーション担当」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○総務省告示第二百十二号

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律（平成十三年法律第百十一号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおり同法第三条第三項第五号に掲げる事項につき変更の認定をしたので、同法第七条第五項の規定に基づき、告示する。

平成二十六年六月十八日

総務大臣　新藤　義孝

一　名称　一般財団法人テレコムエンジニアリングセンター

二　住所　東京都品川区八潮五丁目七番二号

三　国外適合性評価事業の区分　特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令（平成十三年政令第三百五十五号）第二条第一号に係る国外適合性評価事業

四　変更後の対象とする特定輸出機器の種類その他業務の範囲

イ　対象とする特定輸出機器の種類

(1)　短距離無線機器（欧州規格（以下「EN」という。）三〇〇　二二〇―二、EN三〇〇　三三〇―二、EN三〇〇　四四〇―二、EN三〇一　四八九―一、EN三〇一　四八九―三又はEN三〇二　二九一―二の適用を受ける範囲に属する無線機器等をいう。）

(2)　二・四GHz帯ワイドバンド送信システム（EN三〇〇　三二八、EN三〇一　四八九―一又はEN三〇一　四八九―一七の適用を受ける範囲に属する無線機器等をいう。）

(3)　五GHz帯無線LAN（EN三〇一　四八九―一、EN三〇一　四八九―一七又はEN三〇一　八九三の適用を受ける範囲に属する無線機器等をいう。）

ロ　業務の範囲

特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行規則（平成十三総務省経済産業省令第三号）第三条第一号イの附属書3又は4の業務に限る。

○政治資金適正化委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年六月十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四六五七	二六、五、三〇	古川　貴博
四六五八	二六、五、三〇	恩田　俊明

○政治資金適正化委員会告示第三十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十六年六月十八日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
四六五九	二六、六、六	内山　誠
四六六〇	二六、六、六	南　靖弘
四六六一	二六、六、六	佐藤　竹雄
四六六二	二六、六、六	岸　健一
四六六三	二六、六、六	道端　欣一
四六六四	二六、六、六	岩本　一志

○外務省告示第二百一号

平成二十六年六月六日にマプトで、マプト市医療従事者養成学校建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　マプト市医療従事者養成学校建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　十八億四千六百万円

3　贈与の供与期限　平成二十九年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　水谷章在モザンビーク大使

モザンビーク側　エドウアルド・コローマ外務協力副大臣

平成二十六年六月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百二号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、平成二十六年七月一日に効力を生じ、平成二十六年七月一日以降の国際出願日を有する国際出願について適用する。ただし、66.1の3及び70.2(f)の規程の修正は、国際出願日にかかわらず、平成二十六年七月一日以降に国際予備審査の請求がされた国際出願について適用する。

（平成二十六年一月十七日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

平成二十六年六月十八日

外務大臣　岸田　文雄

一　第四十四規則の三を削る。

二　66.1の2の次に66.1の3として次のように加える。

66.1の3　トップアップ調査

国際予備審査機関は、調査が何ら有益な目的に資さないと考えるものでない限り、国際調査報告を作成した日の後に発行された又は当該国際予備審査機関が調査のために利用可能となった第六十四規則に規定する文献を発見するための調査（以下「トップアップ調査」という。）を行う。国際予備審査機関が第三十四条(3)若しくは(4)又は66.1(e)に規定するいずれかの事由があると認めた場合には、トップアップ調査は、国際出願のうち国際予備審査の対象となる部分のみについて行う。

三　70.2(e)の次に70.2(f)として次のように加える。

(f)　報告には、66.1の3の規定に基づくトップアップ調査が行われた日を記載し、又はトップアップ調査が行われなかった旨を記述する。

四　94.1(b)中「及び44の3.1」を削る。

○外務省告示第二百三号

ウクライナ政府は、平成二十年二月五日にジュネーブで作成された「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定へのウクライナの加入のための議定書」を平成二十年四月十六日に受諾した。よって、同議定書は、平成二十年五月十六日に効力を生じ、ウクライナは、同日に世界貿易機関の加盟国となった。

（平成二十年四月二十一日付け世界貿易機関事務局長書簡）

平成二十六年六月十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百四号

ロシア連邦政府は、平成十七年二月二十八日にワシントンで作成された「第四世代の原子力システムの研究及び開発に関する国際協力のための枠組協定」の加入書を、平成二十一年十二月十五日に経済協力開発機構事務総長に寄託した。よって、同協定は、平成二十二年三月十五日にロシア連邦について効力を生じた。

また、同協定の附属書は、同協定第十四条2の規定に従い、平成二十二年三月十五日に、次のとおり改正された。

（平成二十二年三月十五日付け経済協力開発機構事務総長代理書簡）

平成二十六年六月十八日

外務大臣　岸田　文雄

附属書　締約者が指定した実施機関

締約者	指定された実施機関
カナダ政府	天然資源省
フランス共和国政府	原子力庁
日本国政府	資源エネルギー庁 日本原子力研究開発機構 貿易産業省
グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府	エネルギー省 ポール・シェラー研究所
アメリカ合衆国政府	科学技術部
スイス連邦政府	韓国科学財団
大韓民国政府	欧州委員会共同研究センター
欧州原子力共同体	中国国家原子能機構
中華人民共和国政府	科学技術部
南アフリカ共和国政府	鉱物・エネルギー省
ロシア連邦政府	ロスアトム